

インターネット異性紹介事業の業務の適正化に関する訓令

平成20年11月28日

本部訓令第22号

改正 平成27年3月本部訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(届出の受理)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、法第7条第1項の規定によるインターネット異性紹介事業の開始の届出があったときは、規則第1条第1項の規定に基づき提出された事業開始届出書の内容及び添付書類を審査の上、受理するものとする。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、少年女性安全課長（以下「課長」という。）に連絡し、届出受理番号の付与を受けるとともに、当該事業開始届出書の写しを課長あてに送付するものとする。

3 課長は、前項の規定により連絡を受けたときは、届出受理番号を署長に付与するものとする。

(台帳の作成)

第3条 署長は、前条の事業開始届出書を受理したときは、インターネット異性紹介事業届出台帳（別記様式第1号。以下「台帳」という。）を作成し管理するとともに、当該台帳の写しを課長あてに送付するものとする。

2 課長は、前項の規定により台帳の写しを受領したときは、届出受理番号の順につづり、管理するものとする。

(廃止の届出)

第4条 署長は、法第7条第2項の規定によるインターネット異性紹介事業の廃止の届出があったときは、規則第2条第1項第1号の規定に基づき提出された事業廃止届出書の内容を審査の上、受理するものとする。

2 署長は、前項の届出を受理したときは、当該インターネット異性紹介事業者（以下「事業者」という。）に係る台帳を削除するとともに、当該事業廃止届出書の写しを課長あてに送付するものとする。

3 課長は、前項の規定により事業廃止届出書の写しを受領したときは、当該事業者に係る台帳に廃止の旨を記載するとともに、当該台帳の写し等を削除するものとする。

(変更の届出)

第5条 署長は、法第7条第2項の規定による届出事項の変更の届出があったときは、当該事業者に係る台帳と照合するとともに、規則第2条第1項第2号の規定に基づき提出された届出事項変更届出書の内容及び添付書類を審査の上、受理するものとする。

2 署長は、前項の届出を受領したときは、当該事業者に係る台帳を補正するとともに、当該届出変更届出書の写しを課長あてに送付するものとする。

3 課長は、前項の規定により届出事項変更届出書の写しを受領したときは、当該台帳の写しの補正等を行うものとする。

(行政処分の上申)

第6条 署長は、事業者に対して法第13条に規定する指示又は法第14条に規定する事業の停止若しくは事業の廃止を命ずる必要があると認めるときは、行政処分上申書（別記様式第2号）に関係書類を添え、課長を経由して上申するものとする。

(処分通知)

第7条 課長は、法第13条に規定する指示の決定があつたときは規則第7条に規定する指示書を、法第14条第1項に規定する営業の停止を命ずる決定があつたとき又は同条第2項に規定する事業の廃止を命ずる決定があつたときは規則第8条に規定する命令書をそれぞれ作成し、当該事業者の事務所の所在地を管轄する署長あてに送付するものとする。

2 前項の規定により指示書又は命令書を受領した署長は、当該事業者に対し当該指示書又は命令書を交付し、当該事業者から請書（別記様式第3号）を徴するものとする。

(報告又は資料の提出要求)

第8条 課長は、法第16条の規定により事業者から報告又は資料の提出を求める必要があると認めるときは、規則第10条に規定する報告等要求書を作成し、当該事業者の事務所の所在地を管轄する署長あてに送付するものとする。

2 前項の規定により報告等要求書を受領した署長は、当該事業者に対し当該報告等要求書を交付するものとする。

(法律違反の報告)

第9条 署長は、インターネット異性紹介事業に関する法律違反を認知したときは、速やかにその状況を課長を経由して報告するものとする。

2 署長は、前項に定めるもののほか、事業者又はこの従業者に係る法令違反事件を認知したときは、前項に準じて報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年3月13日から施行する。